



令和6年9月13日（金） 第10232号

目次

	ページ
告 示	
○森林病虫害等防除法の規定による命令の内容となる事項（林政課）	2
○道路の供用開始（道路管理課）	2
○宅地建物取引業法の規定による公開の聴聞（住宅政策課）	3
○同	3
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	4
○土地区画整理事業の換地処分の届出（都市計画課）	4
○開発工事の完了（建築課）	5
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施（がんセンター）	5

■ 告 示

◎群馬県告示第227号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項及び第2項の規定により、森林病虫害等の駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

1 区域及び期間

(1) 区域 前橋市、高崎市、藤岡市、富岡市、昭和村、太田市、館林市、千代田町及び邑楽町の高度公益機能森林

(2) 期間 令和6年10月1日から令和7年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒し、当該伐倒した樹木を松くい虫、その付着している枝条及び樹皮とともに薬剤によりくん蒸し、若しくは破碎し、又は焼却すること。

4 命令しようとする理由 1 (1)に掲げる区域の松林において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)に掲げる区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他

(1) 3に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木等の所在する地域を管轄する環境森林事務所長又は森林事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木等を所有し、又は管理する者が1 (2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

◎群馬県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県前橋土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	前橋西久保線	前橋市上泉町883番の2地先から同市同1032番の1地先まで	令和6年9月13日

◎群馬県告示第229号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

1 聴聞の日時及び場所

(1) 日時 令和6年10月7日（月）午前10時00分

(2) 場所 群馬県庁201会議室（20階）

2 聴聞の件名 宅地建物取引業者への指示に係る聴聞

3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者への指示

4 根拠規定 法第65条第1項

5 聴聞の対象者

(1) 商号又は名称 有限会社佳弥コーポレーション

(2) 代表者氏名 猿橋 正樹

(3) 事務所所在地 群馬県安中市高別当136番地4

(4) 免許証番号 群馬県知事（5）第6520号

(5) 免許年月日 平成15年12月11日

(6) 有効期間 令和5年12月12日から令和10年12月11日まで

6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号

7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 岡田 啓思

◎群馬県告示第230号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第66条第1項の規定による行政処分について、法第69条第1項及び同条第2項において準用する法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 聴聞の日時及び場所
 - (1) 日時 令和6年10月7日（月）午前11時00分
 - (2) 場所 群馬県庁201会議室（20階）
- 2 聴聞の件名 宅地建物取引業者免許の取消しに係る聴聞
- 3 不利益処分の内容 宅地建物取引業者免許の取消し
- 4 根拠規定 法第66条第1項
- 5 聴聞の対象者
 - (1) 商号又は名称 軽井沢七福荘ホテル株式会社
 - (2) 代表者氏名 中川 源行
 - (3) 事務所所在地 群馬県吾妻郡嬭恋村大字鎌原字大カインコ1516番地21しゃくなげ館A101号室
 - (4) 免許証番号 群馬県知事（1）第7991号
 - (5) 免許年月日 令和6年6月25日
 - (6) 有効期間 令和6年6月26日から令和11年6月25日まで
- 6 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地 群馬県県土整備部住宅政策課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 7 聴聞の主宰者 群馬県県土整備部住宅政策課補佐 岡田 啓思

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
鐺川	理 事	新 任	伊東利八	高崎市吉井町矢田501番地2
	同	同	森平仁志	甘楽郡甘楽町大字天引84番地
	同	退 任	茂原荘一	同 同 大字小幡1102番地

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、伊勢崎市から伊勢崎都市計画事業西部土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があった。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和6年9月13日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	邑楽郡明和町矢島1302-1	館林市堀工町1861番地の290コンフォート -102 関口樹、関口有香

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和6年9月13日

群馬県立がんセンター院長 柳 田 康 弘

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 群馬県立がんセンター 院内移動電話サービス 一式
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 契約日から令和11年3月31日（土）
- (4) 納入場所 群馬県立がんセンター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和6年9月27日（金）までに群馬県会計局会計管理課に入札参加資格審査申請を行い、同年10月11日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立がんセンター事務局総務課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、群馬県病院局財務規程（平成15年群馬県病院管理規程第5号。以下「規程」という。）第139条第1項又は第3項の規定による入札参加制限を受けていない者であ

ること。

- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (9) 本件と同種の物品について納入又は貸付実績があること。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-8550 群馬県太田市高林西町617-1 群馬県立がんセンター事務局総務課 星野 電話0276-38-0771（内線4113）

- (2) 入札説明書の交付方法 令和6年9月13日（金）から同月20日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

- (3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和6年10月22日（火）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和6年10月11日（金）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「群馬県立がんセンター 院内移動電話サービスに係る入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

- (4) 入札及び開札の日時及び場所 令和6年10月30日（水）午前10時 群馬県立がんセンター3階大会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月29日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立がんセンター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「群馬県立がんセンター 院内移動電話サービスに係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。）

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規程第142条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規程第116条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

また、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: YANAGITA Yasuhiro, Director of the Gunma Prefectural Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Gunma Cancer Center in-hospital mobile telephone service 1 set

(3) Delivery location: Gunma Cancer Center

(4) Rental period: From the contract execution date to Saturday, March 31, 2029

(5) Date of issue for tender of documents: Bid Instruction will be available from Friday, September 13, 2024 to Friday, September 20, 2024, from 9:00 a.m. to 12:00 p.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(6) Time-limit for submission of application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Friday, October 11, 2024, 5:00 p.m.

(7) Time-limit for tender: October 30, 2024, 10:00 a.m. (Bids by registered mail must arrive by October 29, 5:00 p.m.)

(8) Contact point for notice: HOSHINO yasuhito, Management Office, Gunma Cancer Center 617-1 Takabayashi Nishimachi, Ota City, Gunma Prefecture 373-8550 TEL 0276-38-0771 (Japanese only)